

奈良市公報

第145号

令和7年7月1日発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 法務ガバナンス課長

目次

告 示

月	日	番号	件名	主管
5	1	228	奈良市営住宅等定期入居者の募集	住宅課
5	2	229	介護保険法の規定による指定地域密着型サービス事業者等の廃止	介護福祉課
5	2	230	介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者等の廃止	介護福祉課
5	2	231	介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者等の廃止	介護福祉課
5	2	232	指定公金事務取扱者の指定	滞納整理課
5	7	233	介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者等の指定	介護福祉課
5	7	234	介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者等の指定	介護福祉課
5	7	235	介護保険法の規定による指定地域密着型サービス事業者の指定	介護福祉課
5	7	236	介護保険法の規定による指定居宅介護支援事業者の指定	介護福祉課
5	7	237	介護保険法の規定による指定介護予防支援事業者の指定	介護福祉課
5	7	238	介護保険法の規定による介護老人保健施設の開設の許可	介護福祉課
5	7	239	奈良市国民健康保険料の差押調書の公示送達	国保年金課
5	7	240	奈良市国民健康保険料の差押調書等の公示送達	国保年金課
5	7	241	生活保護法の規定による介護扶助機関の指定	保護課
5	7	242	認可地縁団体からの告示事項の変更の届出	地域づくり推進課
5	7	243	認可地縁団体からの告示事項の変更の届出	地域づくり推進課
5	7	244	認可地縁団体からの告示事項の変更の届出	地域づくり推進課
5	8	245	開発行為に関する工事の完了	開発指導課
5	9	246	指定緊急避難場所及び指定避難所の指定	危機管理課
5	9	247	指定緊急避難場所及び指定避難所の指定の取消し	危機管理課
5	9	248	差押調書の公示送達	滞納整理課
5	12	249	介護保険法の規定による介護老人保健施設の廃止	介護福祉課
5	12	250	介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の廃止	介護福祉課
5	12	251	介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者等の廃止	介護福祉課
5	12	252	介護保険法の規定による指定居宅介護支援事業者の廃止	介護福祉課
5	12	253	住居番号の設定	市民課

5	12	254	放置自転車等の保管	環境政策課
5	12	255	放置自転車等の保管	環境政策課
5	12	256	認可地縁団体からの告示事項の変更の届出	地域づくり推進課
5	12	257	認可地縁団体からの告示事項の変更の届出	地域づくり推進課
5	12	258	認可地縁団体からの告示事項の変更の届出	地域づくり推進課
5	12	259	認可地縁団体からの告示事項の変更の届出	地域づくり推進課
5	13	260	平成25年奈良市告示第178号（障害者総合支援法の規定に基づく地域生活支援事業の実施に要する費用の額に関する基準）の一部改正	障がい福祉課
5	13	261	指定公金事務取扱者の指定	スポーツ振興課
5	13	262	指定公金事務取扱者の指定	スポーツ振興課
5	13	263	指定公金事務取扱者の指定	スポーツ振興課
5	14	264	認可地縁団体からの告示事項の変更の届出	地域づくり推進課
5	14	265	開発行為に関する工事の完了	開発指導課
5	15	266	指定公金事務取扱者の指定	環境政策課
5	15	267	指定公金事務取扱者の指定	環境政策課
5	15	268	令和7年奈良市告示第165号（予防接種の実施）の一部改正	健康増進課
訓 令 甲				
月	日	番号	件 名	主 管
5	8	5	奈良市公報号外第21号に掲載	総務課
監 査				
月	日	番号	件 名	
5	15	11	包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名等	
5	15	12	監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知	
公 営 企 業				
月	日	番号	件 名	主 管
5	1	26	公共下水道の供用及び下水の処理の開始	下水道事業課
教 育 委 員 会				
月	日	番号	件 名	主 管
5	15	8	定例教育委員会の開催	教育政策課
選 挙 管 理 委 員 会				
月	日	番号	件 名	
5	8	3	選挙人名簿の登録日の変更	
5	8	4	奈良市長選挙及び奈良市議会議員選挙における選挙人名簿への被登録資格の決定の基準となる日等	
農 業 委 員 会				

令和7年7月1日
(火曜日)

奈良市公報

第145号

月	日	番号	件名
5	8	5	農業委員会総会の招集

告

示

奈良市告示第 228 号

奈良市営住宅等定期募集の入居者を次のとおり募集する。

令和 7 年 5 月 1 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 募集戸数

別紙のとおり

2 申込手続

(1) 入居申込書配布期間及び配布場所

令和 7 年 5 月 1 日 (木) から令和 7 年 5 月 15 日 (木) までの間、奈良市営住宅管理センター・各出張所・行政センター・市民サービスセンターで配布

(2) 入居申込受付期間

令和 7 年 5 月 1 日 (木) 9 時から令和 7 年 5 月 15 日 (木) 17 時まで

(3) 申込方法

ア 入居申込書に必要事項を記入し、郵送 (必着) 又は奈良市営住宅管理センター窓口へ持参又は奈良市営住宅管理センターホームページから申込。

イ 申込みは 1 世帯 1 通に限る。1 世帯が 2 通以上又は重複若しくは随時募集と同時に申込みをした場合は無効となる。

(4) 申込資格

ア 市営住宅 一般向 (ア) から (ウ) までの全ての条件に該当する者が申し込むことができる。

(ア) 現に同居し、又は同居しようとする親族 (婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者、募集の翌月から 3 箇月以内に婚姻する予定の者又は配偶者に準ずる者として市長が認める者を含む。以下同じ。) があること。単身者の申込みは、次の a から j までのいずれかに該当する者に限り可能であるが、住宅に限られる。

なお、世帯を不自然に分割しての申込みや、入居の申込みをする者以外の者に扶養されている者が同居する申込みはできない。

a 60 歳以上の者

b 身体障がいのある者 (障がいの程度が、身体障害者福祉法施行規則 (昭和 25 年厚生省令第 15 号) 別表第 5 号の 1 級から 4 級まで)

c 精神障がいのある者 (障がいの程度が、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令 (昭和 25 年政令第 155 号) 第 6 条第 3 項に規定する 1 級から 3 級まで)

d 知的障がいのある者 (障がいの程度が c に相当)

e 戦傷病者で、その障がいの程度が、恩給法 (大正 12 年法律第 48 号) に規定する特別項症から第 6 項症まで又は第 1 款症の者

f 原子爆弾被爆者で厚生労働大臣の認定を受けている者

g 生活保護を受けている者、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援を受けている者

h 海外からの引揚者で引き揚げた日から 5 年を経過していない者

i ハンセン病療養所入所者等

j 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 (平成 13 年法律第 31 号) の規定による一時保護、女性自立支援施設における保護、児童福祉法 (昭和 22 年法律第 164 号) の規定による母子生活支援施設における保護が終了した日から起算して 5 年を経過していない者、裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して 5 年を経過していない者、女性相談支援センター等による配偶者からの暴力の保護に関する証明書 (配偶者暴力対応機関、行政機関又は関係機関と連携して DV 被害者支援を行っている民間支援団体等が発行した配偶者からの暴力の被害を受けている旨を証明する書類を含む。) が発行されている者

(イ) 奈良市営住宅条例 (昭和 61 年奈良市条例第 14 号) に定められた収入基準 (基準月収額) 以下であること。

(ウ) 奈良市内に住所又は勤務場所を有する者で、かつ、住宅に困窮していること。

(エ) 奈良市内の市営住宅等に以前入居又は同居していた者は、家賃等の滞納及び家賃相当損害金等が未納でないこと、また、不正の行為による入居等、公営住宅法（昭和26年法律第193号）や奈良市営住宅条例等に違反したことがないこと。

(オ) 現在、市営住宅等に入居又は同居していないこと。ただし、家賃等の滞納がなく、同居している者が婚姻のため、新たに市営住宅等に入居を希望する場合は除く。（奈良市営住宅管理センターに届出なく市営住宅等に居住している場合は、上記（エ）の不正の行為に該当する。）

イ 市営住宅 子育て世帯向 (ア)及び(イ)の条件に該当する者が申し込むことができる。

(ア) 現に同居し、又は同居しようとする親族に小学校就学の始期に達するまでの者があること。

なお、世帯を不自然に分割しての申込みや、入居の申込みをする者以外の者に扶養されている者が同居する申込みはできない。

(イ) ア(イ)から(オ)までの条件を満たすこと。

ウ コミュニティ住宅 子育て世帯向 (ア)から(ウ)までの全ての条件に該当する者が申し込むことができる。

(ア) 現に同居し、又は同居しようとする親族に小学校就学の始期に達するまでの者があること。

なお、世帯を不自然に分割しての申込みや、入居の申込みをする者以外の者に扶養されている者が同居する申込みはできない。

(イ) 奈良市コミュニティ住宅条例（平成4年奈良市条例第15号）に定められた収入基準（基準月収額）以下であること。

(ウ) ア(ウ)から(オ)までの条件を満たすこと。

エ 市営住宅 母子・父子世帯向 (ア)及び(イ)の条件に該当する者が申し込むことができる。

(ア) 配偶者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者、募集の翌月から3箇月以内に婚姻する予定の者又は配偶者に準ずる者として市長が認める者を含む。）のない者であること。また、現に同居し、又は同居しようとする者（子に限る。）があり、かつ、そのいずれかが20歳未満であること。

なお、世帯を不自然に分割しての申込みや、入居の申込みをする者以外の者に扶養されている者が同居する申込みはできない。

(イ) ア(イ)から(オ)までの条件を満たすこと。

オ 市営住宅 心身障害者世帯向 (ア)から(ウ)までの全ての条件に該当する者が申し込むことができる。

(ア) 現に同居し、又は同居しようとする親族があること。

なお、世帯を不自然に分割しての申込みや、入居の申込みをする者以外の者に扶養されている者が同居する申込みはできない。

(イ) 入居の申込みをする者又は現に同居し、又は同居しようとする親族が次のaからcまでのいずれかに該当する者であり、かつ、屋内及び屋外での車いす常用者であること。

a 身体障害者手帳の交付を受けている者（障がいの程度が、身体障害者福祉法施行規則別表第5号の1級から4級まで）

b 戦傷病者手帳の交付を受けている者（障がいの程度が、恩給法に規定する特別項症から第6項症まで又は第1款症の者）

c 精神科の診療に経験を有する医師等により、重度若しくは中度の知的障害者と判定された者又はこれと同程度の精神的欠落を有していると判定された者

(ウ) ア(イ)から(オ)までの条件を満たすこと。

3 公開抽選と入居決定

(1) 抽選は公開で、別紙の日程で行う。

(2) 入居申込書の受付番号をもって抽選番号とする。

(3) 抽選により入居予定者及び補欠入居予定者を選考する。

ア 補欠入居予定者は、その回の募集についてのみ有効とする。

イ 落選した者への通知は行わない。

(4) 入居予定者に選考された者の提出書類

ア 住民票（市町村発行。提出日の3箇月以内に発行されたもの。）

家族全員、続柄記載のもの。現在、別の場所に居住している親族（婚姻予定者を含む。）が同居する場合は、双

方の住民票が必要である。

※ ただし、現在奈良市内に居住している者については住民票の提出は不要。

イ 所得に関する証明書（提出日の 3 箇月以内に発行されたもの。）

入居予定者及び同居予定者全員分の所得に関する証明書が必要である。

(イ) 生活保護受給者以外の者

a 市県民税課税（又は非課税）証明書（所得額、扶養人数、控除額記載）（全員）

入居予定者及び同居予定者全員分の最新年度の市県民税課税（又は非課税）証明書（市区町村発行）が必要である。

※ ただし、基準日（令和 6 年 1 月 1 日）時点において奈良市内に住民票登録していた者の提出は不要。

基準日時点で奈良市に転入していない者は、転入前又は現在住民登録をしている市区町村で発行される最新年度の市県民税課税（又は非課税）証明書が必要である。

b 雇用契約書及び給与明細の写し（最近就職又は転職した者のみ）

最近就職した者については上記 a のほか、雇用契約書及び給与明細の写しの提出が必要である。

c 退職証明書（勤務先発行）又は離職票（最近退職又は転職した者のみ）

令和 5 年 1 月 1 日以降に退職した者については上記 a、転職した者については上記 a 及び b のほか、退職証明書又は離職票が必要である。

d 収支明細書（最近事業を始めた者のみ）

最近事業を始めた者については上記 a のほか、収支明細書の提出が必要である。

(イ) 生活保護受給者

生活保護受給証明書（市町村発行）

ウ 個人番号提供書（該当者のみ）

入居予定者又は同居予定者が奈良市外に居住しており、奈良市において住民情報及び所得の状況を調査することに同意する場合、個人番号提供書が必要である。

エ 賃貸借契約書の写し

現在居住している住宅の家賃額と契約者名がわかる書類が必要である。現在、入居予定者及び同居予定者以外の親族等が所有する住宅に居住している場合は、所有者が入居予定者及び同居予定者以外の親族等であること及び家屋の所在地番（現住宅と一致すること）が分かる書類が必要である。

オ 現住所付近の略図及び現住居の間取り図

現在、入居予定者と別の場所に居住している同居予定者がいる場合は、双方の略図及び間取り図が必要である。

カ 戸籍謄本（該当者のみ。提出日の 3 箇月以内に発行されたもの。）

配偶者等がないことを確認するために必要である。入居予定者と別の世帯で住民票を届出している場合は、親族関係を確認するために必要である。（住民票上同一世帯の場合を除く。）

キ 同居承諾書（該当者のみ）

現在、入居予定者と別の場所に居住している同居予定者がいる場合は、同居承諾書が必要である。（様式は問わないが、双方の自らの署名が必要である。）

ク 身体障害者手帳、戦傷病者手帳又は精神科の医師等からの診断書等の写し（該当者のみ）

身体障害者、戦傷病者、重度若しくは中度の知的障害者又はこれと同程度の精神的欠落を有していると判定された者であることを証明する書類が必要である。

ケ 婚姻予約証明書（該当者のみ）

婚姻予定者（募集月の翌月から 3 箇月以内に結婚する者）は婚姻予約証明書に必要事項を記入し、自ら署名の上、提出する。

コ 奈良市パートナーシップ・ファミリーシップ証明書等（該当者のみ）

奈良市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度実施要綱（令和 5 年奈良市告示第 384 号）に基づき、パートナーシップの宣誓等を行い、パートナーシップ宣誓登録簿に登録されている者は、その事実が確認できる証明書又は証明カードを提示し、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓登録状況の照会に関する同意書に必要事項を記入し、署名の上、提出する。

サ 在職証明書（該当者のみ。提出日の約 2 週間以内に発行されたもの。）

入居予定者が奈良市以外に居住している場合は、奈良市に勤務場所（常勤）があることを確認するため必要で

ある。

シ その他の書類

必要に応じ、上記以外の書類等を求めることがある。

(5) 入居資格審査

ア 入居予定者が提出した書類により、入居資格審査を行う。なお、この審査により入居資格がないことが判明した場合は、失格になり、補欠番号順に補欠入居予定者から入居予定者を選考する。

イ 入居資格審査に係る書類が期間内に提出されない場合、失格とする。

(6) 入居決定

ア 入居予定者について実態調査を行った上、入居者を決定する。なお、実態調査の結果と入居申込書及び提出書類の内容が事実と相違していた場合は失格とする。

イ 入居者は、指定入居日までに住宅敷金（本来家賃の 3 箇月分）、駐車場敷金（駐車場使用料の 3 箇月分。駐車場使用申込者のみ）、入居月の家賃及び共益費（該当する住宅のみ）並びに駐車場使用料（駐車場使用申込者のみ）を納付する。

ウ 入居者は、入居者及び連帯保証人の実印を押印した請書等を提出する。提出がない場合は、入居を延期し、又は入居決定を取り消す場合がある。

4 その他

(1) 入居申込書及び提出書類は返却しない。

(2) 集合住宅については、家賃とは別に月々共益費等の負担が必要である。

別紙省略

(令和 7 年 5 月 1 日揭示済)

奈良市告示第 229 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 78 条の 5 第 2 項及び第 115 条の 15 第 2 項の規定により、指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者を廃止したので、同法第 78 条の 11 第 2 号及び第 115 条の 20 第 2 号の規定により公示する。

令和 7 年 5 月 2 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 廃止年月日 令和 7 年 4 月 30 日

事業所番号	サービスの種類	事業者		事業所	
		法人名	法人所在地	名称	住所
2970100695	(介護予防) 認知症対応型通所介護	株式会社アクティブライフ	大阪府大阪市中央区備後町三丁目 6 番 14 号	アクティブライフ中町倶楽部	奈良県奈良市中町 5014

(令和 7 年 5 月 2 日揭示済)

奈良市告示第 230 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 75 条第 2 項及び第 115 条の 5 第 2 項の規定により、指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を廃止したので、同法第 78 条第 2 号及び第 115 条の 10 第 2 号の規定により公示する。

令和 7 年 5 月 2 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 廃止年月日 令和 7 年 5 月 1 日

事業所番号	サービスの種類	事業者		事業所	
		法人名	法人所在地	名称	住所

2970108672	(介護予防) 福祉用具貸与 特定(介護予防) 福祉用具販売	DAYS 株式会社	大阪府豊中市庄内東町一丁目7番11-1204号	SUNS	奈良県奈良市大宮町六丁目4番9号 ルミエール新大宮502号
2970108656	(介護予防) 福祉用具貸与 特定(介護予防) 福祉用具販売	株式会社ウェルネスビーイング	大阪府大阪市中央区谷町五丁目6番10-201号	ウェルネスビーイング	奈良県奈良市大宮三丁目2番50号 ファミリーユ新大宮203号
2970108698	(介護予防) 福祉用具貸与 特定(介護予防) 福祉用具販売	株式会社 DEEP	大阪府大阪市淀川区田川三丁目1番35-506号	SMILE	奈良県奈良市法蓮町433番1号グローリー新大宮201号
2970108664	(介護予防) 福祉用具貸与 特定(介護予防) 福祉用具販売	株式会社 MIRIZE	兵庫県西宮市甲子園浜田町13番14号	MIRIZE	奈良県奈良市学園朝日町8番4号カムル学園前103号

(令和7年5月2日掲示済)

奈良市告示第231号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項及び第115条の5第2項の規定により、指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を廃止したので、同法第78条第2号及び第115条の10第2号の規定により公示する。

令和7年5月2日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 廃止年月日 令和7年5月1日

事業所番号	サービスの種類	事業者		事業所	
		法人名	法人所在地	名称	住所
2970108706	(介護予防) 福祉用具貸与 特定(介護予防) 福祉用具販売	アンフリージア株式会社	大阪府大阪市淀川区十三東二丁目6番5号703号室	アンフリージア	奈良県奈良市富雄元町三丁目3番12号エクセレント河203号
2970108680	(介護予防) 福祉用具貸与 特定(介護予防) 福祉用具販売	株式会社アウル	大阪府大阪市北区南扇町1-3-5階	アウル	奈良県奈良市富雄北一丁目5番15号シングルモア103号

2970108714	(介護予防) 福祉用具貸与 特定(介護予防) 福祉用具販売	株式会社 ROWEL	大阪府大阪市北区 紅梅町 1 番 11 号 202 号室	ROWEL	奈良県奈良市法蓮 町 39 番 9 号シェ ィパレス 21 法蓮 P-1110
------------	----------------------------------	------------	------------------------------------	-------	--

(令和 7 年 5 月 2 日掲示済)

奈良市告示第 232 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号) 第 243 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者を指定したので、奈良市会計規則(昭和 40 年奈良市規則第 1 号) 第 22 条の 3 第 2 項の規定により告示する。

令和 7 年 5 月 2 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 指定公金事務取扱者・指定公金事務取扱者に委託する公金事務にかかる市の歳入等の種類

指定公金事務取扱者	指定公金事務取扱者に委託する 公金事務にかかる市の歳入等の種類
東京都千代田区紀尾井町 3 番 12 号紀尾井町ビル 弁護士法人一番町綜合法律事務所 代表社員 神崎 浩昭	学校給食費 児童育成料・放課後児童クラブ昼食費・放課後児童ク ラブおやつ代 住宅使用料・駐車場使用料 母子福祉資金貸付金・寡婦福祉資金貸付金

2 指定をした日及び委託をした日

指定をした日：令和 7 年 3 月 31 日

委託をした日：令和 7 年 3 月 31 日

3 指定公金事務取扱者に歳入等の徴収の事務を委託する期間

令和 7 年 3 月 31 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

(令和 7 年 5 月 2 日掲示済)

奈良市告示第 233 号

介護保険法(平成 9 年法律第 123 号) 第 41 条第 1 項及び第 53 条第 1 項の規定により、指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第 78 条第 1 号及び第 115 条の 10 第 1 号の規定により公示する。

令和 7 年 5 月 7 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 指定年月日 令和 7 年 5 月 1 日

事業所番号	サービスの 種類	事業者		事業所	
		名称	住所	名称	住所
2970191116	通所介護	株式会社ひまわりの会	奈良県奈良市登美ヶ丘二丁目 2 番 15 号	ぼれぼれ東登美ヶ丘リハサロン	奈良県奈良市押熊町 1325-1
2970191090	訪問介護	株式会社エンゲージメント	大阪府大阪市平野区加美東一丁目 1-8-405 号	ケアステーションリンクⅡ	奈良県奈良市肘塚町 177-1 南都ハイッ 201 号
2970191108	訪問介護	一般社団法人愛ハピネス	奈良県奈良市中山町 1144-1 102 号室	介護サービスほわいと	奈良県奈良市中山町 1144-1 102 号室
2960199418	(介護予防) 訪問看	社会医療法人健生会	奈良県大和高田市日之出町 12 番 8 号	吉田病院訪問看護ステーションいこ	奈良県奈良市西大寺赤田町一丁目 7

	護			一	番1号
2960199400	(介護予防)訪問看護	社会医療法人健生会	奈良県大和高田市 日之出町12番8号	吉田病院訪問看護 ステーションほほ えみポート	奈良県奈良市三碓 二丁目1-6-304
2960199392	(介護予防)訪問看護	社会医療法人健生会	奈良県大和高田市 日之出町12番8号	吉田病院訪問看護 ステーションひだ まり	奈良県奈良市右京 三丁目2-2

(令和7年5月7日掲示済)

奈良市告示第234号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項及び第53条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定により公示する。

令和7年5月7日

奈良市長 仲川元庸

1 指定年月日 令和7年5月1日

事業所番号	サービスの種類	事業者		事業所	
		名称	住所	名称	住所
2970191066	訪問介護	社会医療法人健生会	奈良県大和高田市 日之出町12番8号	とみお診療所ホームヘルプステーション	奈良県奈良市富雄 元町二丁目7-25 SSKビル202号
2970191058	訪問介護	社会医療法人健生会	奈良県大和高田市 日之出町12番8号	吉田病院ホームヘルプステーション	奈良県奈良市西大 寺赤田町一丁目7 番1号
2970191082	通所介護	社会医療法人健生会	奈良県大和高田市 日之出町12番8号	デイサービスセンターせいび	奈良県奈良市西木 辻町200番地
2970191074	訪問介護	社会医療法人健生会	奈良県大和高田市 日之出町12番8号	岡谷会ホームヘルプステーション	奈良県奈良市西木 辻町200番地
2960199384	(介護予防)訪問看護	社会医療法人健生会	奈良県大和高田市 日之出町12番8号	訪問看護ステーションぬくもりポート	奈良県奈良市西木 辻町200番地

(令和7年5月7日掲示済)

奈良市告示第235号

介護保険法（平成9年法律第123号）第42条の2第1項の規定により、指定地域密着型サービス事業者を指定したので、同法第78条の11第1号の規定により公示する。

令和7年5月7日

奈良市長 仲川元庸

1 指定年月日 令和7年5月1日

事業所番号	サービスの種類	事業者		事業所	
		名称	住所	名称	住所
2990190262	地域密着型通所介護	株式会社ひまわりの会	奈良県奈良市登美ヶ丘二丁目2番15号	ぼれぼれ東登美ヶ丘リハトレクラブ	奈良県奈良市押熊 町1325-1
2990190254	地域密着型通所介護	株式会社NARA NEXT FACTORY	奈良県奈良市小西 町25番地の1フ ァインフラッツ奈	ぐっどデイサービス	奈良県奈良市富雄 元町3-1-13 きき ょう富雄ビル3階

良ザ・レジデンス
218号

(令和7年5月7日掲示済)

奈良市告示第236号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第85条第1号の規定により公示する。

令和7年5月7日

奈良市長 仲川元庸

1 指定年月日 令和7年5月1日

事業所番号	サービスの種類	事業者		事業所	
		名称	住所	名称	住所
2970191025	居宅介護支援	社会医療法人健生会	奈良県大和高田市日之出町12番8号	とみお診療所在宅介護支援センター	奈良県奈良市富雄元町二丁目7-25 SSKビル202号
2970191033	居宅介護支援	社会医療法人健生会	奈良県大和高田市日之出町12番8号	ならやま診療所在宅介護支援センター	奈良県奈良市右京三丁目2-2
2970191017	居宅介護支援	社会医療法人健生会	奈良県大和高田市日之出町12番8号	吉田病院在宅介護支援センター	奈良県奈良市西大寺赤田町一丁目7番1号
2970191041	居宅介護支援	社会医療法人健生会	奈良県大和高田市日之出町12番8号	岡谷会ケアプランセンター	奈良県奈良市西木辻町200番地
2970191009	居宅介護支援	社会医療法人健生会	奈良県大和高田市日之出町12番8号	岡谷会ケアプランセンターつくし	奈良県奈良市西木辻町200番地

(令和7年5月7日掲示済)

奈良市告示第237号

介護保険法（平成9年法律第123号）第58条第1項の規定により、指定介護予防支援事業者を指定したので、同法第115条の30第1号の規定により公示する。

令和7年5月7日

奈良市長 仲川元庸

1 指定年月日 令和7年5月1日

事業所番号	サービスの種類	事業者		事業所	
		名称	住所	名称	住所
2900145000	介護予防支援	社会医療法人健生会	奈良県大和高田市日之出町12番8号	奈良市伏見地域包括支援センター	奈良県奈良市西大寺新町一丁目1番1号河辺ビル1階
2900145018	介護予防支援	社会医療法人健生会	奈良県大和高田市日之出町12番8号	奈良市春日・飛鳥地域包括支援センター	奈良県奈良市西木辻町110-4

(令和7年5月7日掲示済)

奈良市告示第238号

介護保険法（平成9年法律第123号）第94条第1項の規定により、介護老人保健施設の開設を許可したので、同法第104条の2第1号の規定により公示する。

令和7年5月7日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 許可年月日 令和7年5月1日

事業所番号	サービスの種類	事業者		事業所	
		名称	住所	名称	住所
2950189114	介護老人保健施設	社会医療法人健生会	奈良県大和高田市日之出町12番8号	介護老人保健施設やくしの里	奈良県奈良市高畑町210番地

(令和7年5月7日揭示済)

奈良市告示第239号

奈良市国民健康保険料の滞納処分に関して、1 記載の者に対し、2 記載の文書を送達すべきところ、送達を受けるべき者の住所等が明らかでなく送達することができないため、奈良市国民健康保険条例（昭和34年奈良市条例第13号）第22条において準用する地方税法（昭和25年号外法律第226号）第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、福祉部国保年金課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

令和7年5月7日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 送達を受けるべき者の氏名及び住所

省略

2 送達すべき文書及び部数

令和7年1月23日付 差押調書（謄本） 1部

(令和7年5月7日揭示済)

奈良市告示第240号

奈良市国民健康保険料の滞納処分に関して、1 記載の者に対し、2 記載の文書を送達すべきところ、送達を受けるべき者の住所等が明らかでなく送達することができないため、奈良市国民健康保険条例（昭和34年奈良市条例第13号）第22条において準用する地方税法（昭和25年号外法律第226号）第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、福祉部国保年金課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

令和7年5月7日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 送達を受けるべき者の氏名及び住所

省略

2 送達すべき文書及び部数

- (1) 令和7年4月14日付 差押調書（謄本） 1部
- (2) 令和7年4月24日付 配当計算書（謄本） 1部
- (3) 令和7年5月1日付 充当通知書 1部

(令和7年5月7日揭示済)

奈良市告示第241号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和7年5月7日

奈良市長 仲 川 元 庸

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地		

開設者			
名称	主たる事務所の所在地		
ディア訪問看護ステーション	奈良県奈良市大森町24番地1メゾンアンテナ奈良506	訪問看護 介護予防 訪問看護	令和7年 1月1日
合同会社アंक	奈良県奈良市大森町24番地1メゾンアンテナ奈良506		
リハビリデイびび	奈良県奈良市朱雀五丁目3番地10	地域密着型通所介護 通所型サービス（独自）	令和7年 1月1日
株式会社BB	奈良県奈良市神殿町467番地		
ケアプランセンター古都	奈良県奈良市北永井町153番地の10	居宅介護支援事業（介護計画作成）	令和7年 1月1日
有限会社ティエムエス	奈良県奈良市北永井町153番地の10		
おうとく訪問看護ステーション	奈良県奈良市北之庄町736-1 奈良事務機本館104号室	訪問看護 介護予防 訪問看護	令和7年 1月1日
医療法人応篤会	奈良県奈良市東九条町752番地		
エミライズケアプランセンター	奈良県奈良市西大寺東町一丁目2番2号	介護予防支援事業（介護予防計画作成）	令和7年 1月1日
株式会社クロビア	奈良県奈良市西木辻町206やぎもとビル1階		
小規模多機能型居宅介護 かさね押熊	奈良県奈良市押熊町505番地の1	小規模多機能型居宅介護	令和7年 1月1日
かさね株式会社	大阪府堺市南区鴨谷台二丁目5番1号		
ケアプランセンター花	奈良県奈良市左京二丁目2番地の60	居宅介護支援事業（介護計画作成）	令和7年 1月1日
合同会社花	奈良県奈良市左京二丁目2番地の60		
訪問介護悠（はるか）	奈良県奈良市押上町8番地の1	訪問介護 訪問型サービス（独自）	令和7年 1月1日
特定非営利活動法人みんなの夢	奈良県奈良市三条大路一丁目1番93号株式会社マスオ総合事務管理センター内		
ホームケア居宅介護支援事業所	奈良県奈良市学園朝日町6番11-1号	居宅介護支援事業（介護計画作成）	令和7年 1月1日
ホームケア株式会社	奈良県奈良市学園朝日町6番11-1号		
ホームケア奈良レンタル事業所	奈良県奈良市学園朝日町6番11-1号	福祉用具貸与 特定福祉用具販売 介護予防 福祉用具貸与 介護予防 特定福祉用具販売	令和7年 1月1日
ホームケア株式会社	奈良県奈良市学園朝日町6番11-1号		
ヘルパーステーションなごみ	奈良県奈良市佐紀町2412番地の1アイリスハイツ2号館1階	訪問介護 訪問型サービス（独自）	令和7年 2月1日
株式会社和	奈良県奈良市佐紀町2412番地の1アイリスハイツ2号館1階		
訪問看護ステーションのるん	奈良県奈良市押熊町1296番地の2	訪問看護 介護予防 訪問看護	令和7年 2月1日
株式会社PLAYZ	奈良県生駒市東山町433番地5		
居宅介護支援事業所いっと	奈良県奈良市富雄泉ヶ丘5番12号	居宅介護支援事業（介護計画作成）	令和7年 3月1日
株式会社いっと	奈良県奈良市富雄泉ヶ丘5番12号		
ケアプランセンター空	奈良県奈良市押上町8番地の1	居宅介護支援事業（介護計画作成）	令和7年 3月1日
特定非営利活動法人み	奈良県奈良市三条大路一丁目1番93		

んなの夢	号株式会社マスオ総合事務管理センター内		
エリシオン学園前	奈良県奈良市中登美ヶ丘一丁目1994番6	通所介護 特定施設入居者生活介護 通所型サービス（独自） 介護予防 特定施設入居者生活介護	令和7年 3月1日
株式会社ベック	大阪府大阪市中央区南本町一丁目4番10号		
エリシオン登美ヶ丘	奈良県奈良市松陽台二丁目3番33号	短期入所生活介護 特定施設入居者生活介護 介護予防 短期入所生活介護 介護予防 特定施設入居者生活介護	令和7年 3月1日
株式会社ベック	大阪府大阪市中央区南本町一丁目4番10号		
ヘルパーステーション LUPIN 宝来	奈良県奈良市宝来四丁目9番30号	訪問介護 訪問型サービス（独自）	令和7年 3月1日
有限会社 LUPIN	奈良県奈良市大宮町四丁目275番5号森村第2ビル301号		
杉浦居宅介護支援事業所	奈良県奈良市六条三丁目7番1号シルキーハイム101号室	居宅介護支援事業（介護計画作成）	令和7年 3月1日
合同会社杉浦	奈良県奈良市六条三丁目7番1号		
訪問看護ステーション 福優	奈良県奈良市芝辻町二丁目5番3号 タウニマサキ105号室	訪問看護 介護予防 訪問看護	令和7年 3月1日
株式会社 Matomari	奈良県奈良市佐保台西町72番地101号室		

(令和7年5月7日揭示済)

奈良市告示第242号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により西包永町第1自治会から告示した事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により次の通り告示する。

令和7年5月7日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 変更があった事項及びその内容

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及 び 住 所	川 邊 裕 司 奈良市西包永町25番地	秋 田 正 好 奈良市西包永町36番地の1

2 変更の年月日

令和7年4月13日

(令和7年5月7日揭示済)

奈良市告示第243号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により中山泉ヶ丘自治会から告示した事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和7年5月7日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 変更があった事項及びその内容

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及 び 住 所	和 田 達 生 奈良市中山町200番地の116	中 谷 順 一 奈良市中山町200番地の210

2 変更の年月日

令和7年4月12日

(令和7年5月7日揭示済)

奈良市告示第244号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により横田町自治会から告示した事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和7年5月7日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 変更があった事項及びその内容

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及 び 住 所	中 充男 奈良市横田町 320 番地	中谷 利文 奈良市横田町 104 番地

2 変更の年月日

令和7年4月1日

(令和7年5月7日揭示済)

奈良市告示第245号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告する。

なお、当該開発区域を表示した図書は、都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供する。

令和7年5月8日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 許可の年月日及び番号

令和6年1月19日 奈良市指令整開 第23A-24号

令和6年7月19日 奈良市指令整開 第23A-24-1号

令和6年12月10日 奈良市指令整開 第23A-24-2号

令和7年4月21日 奈良市指令整開 第23A-24-3号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 令和7年5月8日 第1939号

3 開発区域に含まれる地域（2工区）

奈良市中山町西二丁目896番11及び896番12（水路敷を含む。）

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市東紀寺町二丁目6番15号

ならやま土地開発株式会社 代表取締役 西脇 勤

(令和7年5月8日揭示済)

奈良市告示第246号

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の4第1項及び第49条の7第1項の規定により、指定緊急避難場所及び指定避難所を指定したので、同法第49条の4第3項及び第49条の7第2項の規定により次のとおり公示する。

令和7年5月9日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 指定緊急避難場所

中人権・コミュニティセンター

2 指定避難所

中人権・コミュニティセンター

3 指定年月日

令和 7 年 4 月 1 日

(令和 7 年 5 月 9 日 掲 示 済)

奈良市告示第 247 号

災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 49 条の 6 第 1 項及び第 49 条の 7 第 2 項の規定により、指定緊急避難場所及び指定避難所の指定を取り消したので、同法第 49 条の 6 第 2 項及び第 49 条の 7 第 2 項の規定により次のとおり公示する。

令和 7 年 5 月 9 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 指定緊急避難場所の指定の取消し

中人権文化センター

2 指定避難所の指定の取消し

中人権文化センター

3 指定の取消し年月日

令和 7 年 4 月 1 日

(令和 7 年 5 月 9 日 掲 示 済)

奈良市告示第 248 号

国税徴収法（昭和 34 年法律第 147 号）第 54 条の規定に基づく差押調書（謄本）については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、総務部滞納整理課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

令和 7 年 5 月 9 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 送達をすべき文書

差押調書（謄本）

2 送達を受けるべき者

省略

(令和 7 年 5 月 9 日 掲 示 済)

奈良市告示第 249 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 99 条第 2 項の規定により、介護老人保健施設を廃止したので、同法第 104 条の 2 第 1 号の規定により公示する。

令和 7 年 5 月 12 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 廃止年月日 令和 7 年 4 月 30 日

事業所番号	サービスの種類	事業者		事業所	
		法人名	法人所在地	名称	住所
2950180048	介護老人保健施設	医療法人岡谷会（財団）	奈良県奈良市西木辻町 200 番地	医療法人岡谷会介護老人保健施設やくしの里	奈良県奈良市高畑町 210 番地

(令和 7 年 5 月 12 日 掲 示 済)

奈良市告示第 250 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 75 条第 2 項の規定により、指定居宅サービス事業者を廃止したので、同法第 78 条第 2 号の規定により公示する。

令和 7 年 5 月 12 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 廃止年月日 令和7年4月30日

事業所番号	サービスの種類	事業者		事業所	
		法人名	法人所在地	名称	住所
2970101669	通所介護	医療法人岡谷会(財団)	奈良県奈良市西木辻町200番地	医療法人岡谷会デイサービスセンターせいび	奈良県奈良市西木辻町200番地
2970100067	訪問介護	医療法人岡谷会(財団)	奈良県奈良市西木辻町200番地	医療法人岡谷会ホームヘルプステーション	奈良県奈良市西木辻町200番地
2970101321	訪問介護	社会医療法人平和会	奈良県奈良市西大寺赤田町一丁目7番1号	吉田病院ホームヘルプステーション	奈良県奈良市西大寺赤田町一丁目7番1号
2970100927	訪問介護	社会医療法人平和会	奈良県奈良市西大寺赤田町一丁目7番1号	とみお診療所ホームヘルプステーション	奈良県奈良市富雄元町二丁目7-25 SSKビル202号

(令和7年5月12日揭示済)

奈良市告示第251号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条第2項及び第115条の5第2項の規定により、指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を廃止したので、同法第78条第2号及び第115条の10第2号の規定により公示する。

令和7年5月12日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 廃止年月日 令和7年4月30日

事業所番号	サービスの種類	事業者		事業所	
		法人名	法人所在地	名称	住所
2960190011	(介護予防)訪問看護	医療法人岡谷会(財団)	奈良県奈良市西木辻町200番地	医療法人岡谷会訪問看護ステーションぬくもりポート	奈良県奈良市西木辻町200番地
2960190706	(介護予防)訪問看護	社会医療法人平和会	奈良県奈良市西大寺赤田町一丁目7番1号	吉田病院訪問看護ステーションいこーる	奈良県奈良市西大寺赤田町一丁目7番1号
2960190185	(介護予防)訪問看護	社会医療法人平和会	奈良県奈良市右京三丁目2-2	吉田病院訪問看護ステーションひだまり	奈良県奈良市西大寺赤田町一丁目7番1号
2960190094	(介護予防)訪問看護	社会医療法人平和会	奈良県奈良市三碓二丁目1-6-304	吉田病院訪問看護ステーションほほえみポート	奈良県奈良市西大寺赤田町一丁目7番1号

(令和7年5月12日揭示済)

奈良市告示第252号

介護保険法(平成9年法律第123号)第82条第2項の規定により、指定居宅介護支援事業者を廃止したので、同法第85条第2号の規定により公示する。

令和7年5月12日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 廃止年月日 令和7年4月30日

事業所番号	サービスの種類	事業者		事業所	
		法人名	法人所在地	名称	住所
2970104135	居宅介護支援	医療法人岡谷会(財団)	奈良県奈良市西木辻町 200 番地	岡谷会ケアプランセンターつくし	奈良県奈良市西木辻町 200 番地
2970100075	居宅介護支援	医療法人岡谷会(財団)	奈良県奈良市西木辻町 200 番地	岡谷会ケアプランセンター	奈良県奈良市西木辻町 200 番地
2970100117	居宅介護支援	社会医療法人平和会	奈良県奈良市西大寺赤田町一丁目 7 番 1 号	とみお診療所在宅介護支援センター	奈良県奈良市富雄元町二丁目 7-25 SSK ビル 202 号
2970100125	居宅介護支援	社会医療法人平和会	奈良県奈良市西大寺赤田町一丁目 7 番 1 号	ならやま診療所在宅介護支援センター	奈良県奈良市右京三丁目 2-2
2970100208	居宅介護支援	社会医療法人平和会	奈良県奈良市西大寺赤田町一丁目 7 番 1 号	吉田病院在宅介護支援センター	奈良県奈良市西大寺赤田町一丁目 7 番 1 号

(令和 7 年 5 月 12 日揭示済)

奈良市告示第 253 号

奈良市住居表示に関する条例(昭和 42 年奈良市条例第 21 号)第 3 条の規定により、次のとおり、住居番号を設定したので、同条第 4 項の規定により告示する。

令和 7 年 5 月 12 日

奈良市長 仲 川 元 庸

住居番号をつけた建造物の表示	
若葉台三丁目 3 番 15 号	菅原東一丁目 20 番 21 号
帝塚山五丁目 1 番 5 号	富雄北三丁目 13 番 16 号
南登美ヶ丘 9 番 3-1 号	秋篠早月町 3 番 5-1-室番号
南登美ヶ丘 12 番 6-3 号	秋篠早月町 3 番 5-2-室番号
南登美ヶ丘 12 番 6-4 号	
西登美ヶ丘七丁目 9 番 1 号	
あやめ池南八丁目 7 番 33 号	
東登美ヶ丘二丁目 8 番 12 号	
五条西一丁目 11 番 13 号	
藤ノ木台三丁目 9 番 10 号	
五条西一丁目 15 番 14 号	
学園南三丁目 15 番 32-1 号	
六条西三丁目 10 番 2 号	
六条西三丁目 10 番 25 号	
あやめ池南二丁目 2 番 19 号	
大森西町 26 番 3 号	
六条一丁目 12 番 32-2 号	
芝辻町二丁目 6 番 33-室番号	
西登美ヶ丘七丁目 7 番 2 号	

(令和 7 年 5 月 12 日揭示済)

奈良市告示第 254 号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和 59 年奈良市条例第 23 号)第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10 条第 1 項の規定により告示する。

令和7年5月12日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和7年4月23日

3 移動対象区域

近鉄富雄駅周辺、近鉄新大宮駅周辺、JR 奈良駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目 288 番地の 1）

5 引取期間

移動日から 60 日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第 3 号）第 1 条第 1 項に規定する市の休日（毎月の第 2 及び第 4 土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前 9 時から午後 4 時 30 分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証等）を持参すること。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費 自転車 2,000 円

原動機付自転車 4,000 円

イ 保管費 1,000 円（ただし、移動日から 14 日以内は無料）

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111（代表）

（令和7年5月12日揭示済）

奈良市告示第 255 号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和 59 年奈良市条例第 23 号）第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10 条第 1 項の規定により告示する。

令和7年5月12日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和7年4月30日

3 移動対象区域

近鉄大和西大寺駅周辺、JR 奈良駅周辺、近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目 288 番地の 1）

5 引取期間

移動日から 60 日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第 3 号）第 1 条第 1 項に規定する市の休日（毎月の第 2 及び第 4 土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前 9 時から午後 4 時 30 分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証等）を持参すること。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費 自転車 2,000 円

原動機付自転車 4,000 円

イ 保管費 1,000 円（ただし、移動日から14日以内は無料）

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111（代表）

（令和7年5月12日揭示済）

奈良市告示第256号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により秋篠町梅ヶ丘自治会から告示した事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和7年5月12日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 変更があった事項及びその内容

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及 び 住 所	中川 トシ子 奈良市秋篠町 1041 番地	川上 浩二 奈良市秋篠町 965 番地の 11

2 変更の年月日

令和7年4月13日

（令和7年5月12日揭示済）

奈良市告示第257号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により東登美ヶ丘四丁目地区自治会から告示した事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和7年5月12日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 変更があった事項及びその内容

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及 び 住 所	山本 浩子 奈良市東登美ヶ丘四丁目 10 番 21 号	立木 慈 奈良市東登美ヶ丘四丁目 13 番 8 号

2 変更の年月日

令和7年3月22日

（令和7年5月12日揭示済）

奈良市告示第258号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により秋篠三和町自治会から告示した事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和7年5月12日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 変更があった事項及びその内容

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後
事務所の所在地	奈良市秋篠三和町一丁目 8 番 7 号	奈良市秋篠三和町二丁目 8 番 26 号
代表者の氏名 及 び 住 所	前田 茂一 奈良市秋篠三和町一丁目 8 番 7 号	井村 哲子 奈良市秋篠三和町二丁目 8 番 26 号

2 変更の年月日

令和7年4月14日

（令和7年5月12日揭示済）

奈良市告示第259号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により西大寺新町一丁目自治会から告示した事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和 7 年 5 月 12 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 変更があった事項及びその内容

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及 び 住 所	菊池 信夫 奈良市西大寺新町一丁目 3 番 10 号	大森 康史 奈良市西大寺新町一丁目 1 番 13 号

2 変更の年月日

令和 7 年 4 月 1 日

(令和 7 年 5 月 12 日揭示済)

奈良市告示第 260 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 77 条に基づく、地域生活支援事業の実施に要する費用の額に関する基準（平成 25 年奈良市告示第 178 号）の一部を次のように改正し、令和 7 年 4 月 1 日から適用します。

令和 7 年 5 月 13 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 日常生活用具給付事業の部分の表中

「	<table><tr><td>ストーマ装具 (消化器系)</td><td>月額 (一箇所当たり) 8,600 円</td></tr></table>	ストーマ装具 (消化器系)	月額 (一箇所当たり) 8,600 円	を
ストーマ装具 (消化器系)	月額 (一箇所当たり) 8,600 円			
」				
「	<table><tr><td>ストーマ装具 (消化器系)</td><td>月額 (一箇所当たり) 9,400 円</td></tr></table>	ストーマ装具 (消化器系)	月額 (一箇所当たり) 9,400 円	に、
ストーマ装具 (消化器系)	月額 (一箇所当たり) 9,400 円			
」				
「	<table><tr><td>ストーマ装具 (尿路系)</td><td>月額 (一箇所当たり) 11,300 円</td></tr></table>	ストーマ装具 (尿路系)	月額 (一箇所当たり) 11,300 円	を
ストーマ装具 (尿路系)	月額 (一箇所当たり) 11,300 円			
」				
「	<table><tr><td>ストーマ装具 (尿路系)</td><td>月額 (一箇所当たり) 12,300 円</td></tr></table>	ストーマ装具 (尿路系)	月額 (一箇所当たり) 12,300 円	に改める。
ストーマ装具 (尿路系)	月額 (一箇所当たり) 12,300 円			
」				

(令和 7 年 5 月 13 日揭示済)

奈良市告示第 261 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者を指定したので、奈良市会計規則（昭和 40 年奈良市規則第 1 号）第 22 条の 3 第 2 項の規定により告示する。

令和 7 年 5 月 13 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 指定公金事務取扱者、施設名および指定公金事務取扱者に委託する公金事務にかかる市の歳入等の種類

指定公金事務取扱者	施設名	指定公金事務取扱者に委託する公金事務にかかる歳入等の種類
奈良市三条本町 13 番 1 号 奈良市総合財団・奈良市スポーツ協会・奥アンツーカ管理共同体 (代表者) 一般財団法人奈良市総合財団 理事長 西谷 忠雄	・奈良市鴻ノ池球場 ・奈良市中央体育館 ・奈良市中央第二体育館 ・奈良市南部生涯スポーツセンター体育館 ・奈良市鴻ノ池陸上競技場 ・奈良市柏木コート ・奈良市鴻ノ池コート	・奈良市鴻ノ池球場使用料 ・奈良市中央体育館使用料 ・奈良市中央第二体育館使用料 ・奈良市南部生涯スポーツセンター体育館使用料 ・奈良市鴻ノ池陸上競技場使用料 ・奈良市柏木コート使用料 ・奈良市鴻ノ池コート使用料

	・奈良市南部生涯スポーツセンターコート ・奈良市中央武道場 ・奈良市中央第二武道場 ・奈良市弓道場 ・奈良市柏木球技場 ・奈良市南部生涯スポーツセンター球技場 ・奈良市南部生涯スポーツセンター多目的コート ・奈良市鴻ノ池相撲場 ・奈良市鴻ノ池スケートボードパーク ・奈良市鴻ノ池ランニングステーション	・奈良市南部生涯スポーツセンターコート使用料 ・奈良市中央武道場使用料 ・奈良市中央第二武道場使用料 ・奈良市弓道場使用料 ・奈良市柏木球技場使用料 ・奈良市南部生涯スポーツセンター球技場使用料 ・奈良市南部生涯スポーツセンター多目的コート使用料 ・奈良市鴻ノ池相撲場使用料 ・奈良市鴻ノ池スケートボードパーク使用料 ・奈良市鴻ノ池ランニングステーション使用料
--	---	---

2 指定をした日及び委託をした日

指定をした日：令和7年3月31日

委託をした日：令和7年3月31日

3 指定公金事務取扱者に歳入等の徴収又は収納の事務を委託する期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

(令和7年5月13日揭示済)

奈良市告示第262号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者を指定したので、奈良市会計規則（昭和40年奈良市規則第1号）第22条の3第2項の規定により告示する。

令和7年5月13日

奈良市長 仲川 元 庸

1 指定公金事務取扱者、施設名および指定公金事務取扱者に委託する公金事務にかかる市の歳入等の種類

指定公金事務取扱者	施設名	指定公金事務取扱者に委託する公金事務にかかる歳入等の種類
奈良市右京四丁目11番地の1 右京地区自治連合会 会長 中嶋 一樹	奈良市右京コミュニティスポーツ会館	奈良市右京コミュニティスポーツ会館の使用料

2 指定をした日及び委託をした日

指定をした日：令和7年2月28日

委託をした日：令和7年2月28日

3 指定公金事務取扱者に歳入等の徴収又は収納の事務を委託する期間

令和7年3月1日から令和8年3月31日まで

(令和7年5月13日揭示済)

奈良市告示第263号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者を指定したので、奈良市会計規則（昭和40年奈良市規則第1号）第22条の3第2項の規定により告示する。

令和7年5月13日

奈良市長 仲川 元 庸

1 指定公金事務取扱者、施設名および指定公金事務取扱者に委託する公金事務にかかる市の歳入等の種類

指定公金事務取扱者	施設名	指定公金事務取扱者に委託する
-----------	-----	----------------

		公金事務にかかる歳入等の種類
奈良市八条一丁目 814 番地の 4 八条第二自治会 会長 竹田 一成	奈良市八条コミュニティスポーツ広 場	奈良市八条コミュニティスポーツ広 場の使用料

2 指定をした日及び委託をした日

指定をした日：令和 7 年 3 月 31 日

委託をした日：令和 7 年 3 月 31 日

3 指定公金事務取扱者に歳入等の徴収又は収納の事務を委託する期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

(令和 7 年 5 月 13 日揭示済)

奈良市告示第 264 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により長谷町自治会から告示した事項の変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

令和 7 年 5 月 14 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 変更があった事項及びその内容

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及 び 住 所	東 保則 奈良市長谷町 1279 番地	前谷 洋志 奈良市長谷町 1115 番地

2 変更の年月日

令和 7 年 3 月 16 日

(令和 7 年 5 月 14 日揭示済)

奈良市告示第 265 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告する。

なお、当該開発区域を表示した図書は、都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供する。

令和 7 年 5 月 14 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 許可の年月日及び番号

令和 7 年 1 月 30 日 奈良市指令整開 第 24A-37 号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 令和 7 年 5 月 14 日 第 1940 号

公共施設 令和 7 年 5 月 14 日 第 983 号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市西大寺野神町一丁目 631 番 1 の一部

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市北区大淀中一丁目 1 番 30 号

積水ハウス不動産株式会社 関西営業本部 本部長 西田 栄二郎

5 公共施設の種類、位置及び区域

(1) 道路

奈良市西大寺野神町一丁目 631 番 1 の一部

(令和 7 年 5 月 14 日揭示済)

奈良市告示第 266 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者を指定したので、奈良市会計規則（昭和 40 年奈良市規則第 1 号）第 22 条の 3 第 2 項の規定により告示する。

令和7年5月15日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 指定公金事務取扱者・指定公金事務取扱者に委託する公金事務にかかる歳入等の種類

指定公金事務取扱者	指定公金事務取扱者に委託する 公金事務にかかる歳入等の種類
東京都中央区日本橋本石町四丁目6番7号 公益財団法人自転車駐車場整備センター 理事長 樺島 徹	奈良市中筋自転車駐車場の使用料

2 指定をした日及び委託をした日

指定をした日：令和7年4月1日

委託をした日：令和7年4月1日

3 指定公金事務取扱者に歳入等の徴収又は収納の事務を委託する期間

令和7年4月1日から令和7年5月31日まで

(令和7年5月15日揭示済)

奈良市告示第267号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者を指定したので、奈良市会計規則（昭和40年奈良市規則第1号）第22条の3第2項の規定により告示する。

令和7年5月15日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 指定公金事務取扱者・指定公金事務取扱者に委託する公金事務にかかる歳入等の種類

指定公金事務取扱者	指定公金事務取扱者に委託する 公金事務にかかる歳入等の種類
奈良市八条一丁目790-1 公益社団法人奈良市シルバー人材センター 理事長 西谷 忠雄	放置自転車等移動手数料 放置自転車等保管手数料

2 指定をした日及び委託をした日

指定をした日：令和7年4月1日

委託をした日：令和7年4月1日

3 指定公金事務取扱者に歳入等の徴収又は収納の事務を委託する期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(令和7年5月15日揭示済)

奈良市告示第268号

令和7年奈良市告示第165号（予防接種の実施）の一部を次のように改正する。

令和7年5月15日

奈良市長 仲 川 元 庸

別紙2の表中

「	おうとくクリニック	三条本町8-1	32-0109	○	○	」を
「	おうとくクリニック	三条本町8-1	32-0109	○	○	」に
	大阪ブレストクリニック学 園前	学園南三丁目1-5 奈良西部会館1階	53-4108		○	

改める。

(令和7年5月15日揭示済)

監

査

奈良市監査委員告示第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第2項の規定に基づき、包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名及び住所並びに当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間を次のとおり告示します。

令和7年5月15日

奈良市監査委員 東 口 喜代一
同 寺 川 拓
同 道 端 孝 治
同 中 西 吉日出

1 包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名及び住所

(1) 酒井 康行

省略

(2) 藤原 慎太郎

省略

(3) 向 裕司

省略

(4) 安達 実穂

省略

(5) 植田 将吾

省略

(6) 田中 柊太郎

省略

(7) 松浦 愛子

省略

2 包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間

令和7年5月15日から令和8年3月31日まで

(令和7年5月15日揭示済)

奈良市監査委員告示第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和7年5月15日

奈良市監査委員 東 口 喜代一
同 寺 川 拓
同 道 端 孝 治
同 中 西 吉日出

資産税課

監査結果公表日 令和7年3月31日（奈良市監査委員告示第8号）

措置結果通知日 令和7年4月15日

[監査の結果]	[措置の内容]
職員の旅費に関する書類を査閲したところ、職員3人の市外旅費について、支払が行われていなかった。 旅費については、定期的に財務会計システム（旅行件名選択ダイアログ）を利用して支払状況の確認を行うなど、支払漏れのないよう徹底されたい。	監査の指摘を受け、令和7年3月14日に当該職員の旅費について、支払を行いました。 また、旅費の支払状況について財務会計システムにより確認することを課内で周知し、再発防止を図りました。

DX 推進課

監査結果公表日 令和 7 年 3 月 31 日（奈良市監査委員告示第 8 号）

措置結果通知日 令和 7 年 4 月 16 日

〔監査の結果〕	〔措置の内容〕
職員の旅費に関する書類を査閲したところ、職員 1 人の市外旅費について、支払が行われていなかった。 旅費については、定期的に財務会計システム（旅行件名選択ダイアログ）を利用して支払状況の確認を行うなど、支払漏れのないよう徹底されたい。	監査の指摘を受け、令和 7 年 2 月 10 日に当該職員の旅費について、支払を行いました。 また、旅費の支払状況について財務会計システムにより確認することを課内で周知し、再発防止を図りました。

産業政策課

監査結果公表日 令和 7 年 3 月 31 日（奈良市監査委員告示第 8 号）

措置結果通知日 令和 7 年 5 月 8 日

〔監査の結果〕	〔措置の内容〕
職員の旅費に関する書類を査閲したところ、職員 1 人の市外旅費について、支払が行われていなかった。 旅費については、定期的に財務会計システム（旅行件名選択ダイアログ）を利用して支払状況の確認を行うなど、支払漏れのないよう徹底されたい。	当該職員の旅費について、令和 7 年 5 月 2 日に支払を行いました。 また、旅費の支払状況について財務会計システムにより確認することを課内で周知し、再発防止を図りました。

水道計画課

監査結果公表日 令和 7 年 3 月 31 日（奈良市監査委員告示第 7 号）

措置結果通知日 令和 7 年 5 月 8 日

〔監査の結果〕	〔措置の内容〕
草刈委託において、設計書及び特記仕様書（以下「仕様書」という。）では、交通誘導員として、警備業法（昭和 47 年法律第 117 号）第 4 条の認定を受けた警備業者の警備員（以下「認定警備員」という。）を配置することとなっていたが、実際には配置されていなかった。 このことは、受注者は契約に基づいた業務を履行していないことになり、所管課は仕様書に基づいた現場監督及び検収業務を適正に行っていないことになる。加えて、認定警備員が配置されていなかったことから、支払われた委託料のうち警備業務相当額については、過払が発生していることになる。 委託業務が仕様書で指定している内容に基づいて適切に行われているかの確認を確実に行うとともに、過払となっている警備業務相当額について速やかに受託業者に返還を求められたい。	草刈委託については、受託業者が交通誘導員として、警備業法（昭和 47 年法律第 117 号）第 4 条の認定を受けた警備業者の警備員を配置していなかったことによる警備業務相当額の過払が発生していたため、受託業者に過払分の返還請求を行い、令和 7 年 4 月 18 日に入金されたことを確認しました。 今後の委託業務においては、委託内容の確認を複数名で行って適切な契約書類を作成し、その内容に基づいた現場監督及び検収業務を行います。

(令和 7 年 5 月 15 日掲示済)

公 営 企 業

奈良市企業局告示第 26 号

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 9 条の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、その関係図書は、令和 7 年 5 月 1 日から 2 週間、奈良市企業局事業部下水道事業課において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 5 月 1 日

奈良市公営企業管理者 増 田 聡

公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日

令和 7 年 5 月 15 日

下水を排除及び下水を処理すべき区域	排水施設の位置	排水施設の合流式又は分流式の別	終末処理場の位置及び名称
尼辻中町 362-1 の一部他	①	分流	大和郡山市額田部南町 160 奈良県浄化センター
西九条町二丁目 13-2 他	②	分流	
佐保台二丁目 1563-12 他	③	分流	奈良市佐保台三丁目 902-7 佐保台浄化センター
平松四丁目 353-2	④	分流	大和郡山市額田部南町 160 奈良県浄化センター
秋篠町 569	⑤	分流	
帝塚山二丁目 1562-60	⑥	分流	
六条二丁目 988-1	⑦	分流	
三条添川町 232-2	⑧	分流	
秋篠早月町 230 の一部他	⑨	分流	
中山町 1694-1 他	⑩	分流	

位置図省略

(令和 7 年 5 月 1 日揭示済)

教 育 委 員 会

奈良市教育委員会告示第 8 号

令和 7 年 5 月定例教育委員会を次のとおり開催しますので、奈良市教育委員会会議規則（昭和 57 年奈良市教育委員会規則第 12 号）第 3 条第 2 項の規定により告示します。

令和 7 年 5 月 15 日

奈良市教育委員会

教育長 北 谷 雅 人

1 日 時

令和 7 年 5 月 20 日（火） 午前 10 時から

2 場 所

奈良市役所 中央棟地下 1 階 B1 会議室

3 会議に付すべき事案

教育長報告

教育長報告（1）市長専決処分の報告について

教育長報告（2）市長専決処分の報告について

教育長報告（3）和解及び損害賠償の額の決定について

議事

議案第 3 号 令和 8 年度使用奈良市立高等学校教科用図書選定委員会委員及び研究員の委嘱又は任命について

議案第 4 号 奈良市いじめ防止連絡協議会委員の解嘱及び委嘱について

議案第 5 号 奈良市いじめ対策検討委員会委員の解任及び任命について

議案第 6 号 奈良市立図書館協議会委員の解任及び任命について

議案第 7 号 奈良市子ども読書活動推進懇話会開催要綱の廃止について

議案第 8 号 令和 7 年度奈良市教育支援委員会委員及び調査員の委嘱又は任命について

議案第 9 号 教育機関等の職員の勤務時間等に関する規則の一部改正について

協議事項

協議事項（1）奈良市の目指す教育について

その他報告事項

その他報告事項（1）奈良市立中学校におけるいじめ事象について

傍聴受付は、開催日の午前 9 時から午前 9 時 50 分まで、教育政策課にて行います。定員は 5 名で、定員になり次第締切させていただきます。

(令和 7 年 5 月 15 日揭示済)

選 挙 管 理 委 員 会

奈良市選挙管理委員会告示第 3 号

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 22 条第 1 項の規定により、令和 7 年 6 月 1 日現在において本市の選挙人名簿に登録される資格を有する者の登録日を令和 7 年 6 月 2 日とします。

令和 7 年 5 月 8 日

奈良市選挙管理委員会

委員長 植 田 茂

(令和 7 年 5 月 8 日揭示済)

奈良市選挙管理委員会告示第 4 号

令和 7 年 7 月 20 日執行予定の奈良市長選挙及び奈良市議会議員選挙における選挙人名簿への被登録資格の決定の基準となる日及び登録を行う日は次のとおりです。

令和 7 年 5 月 8 日

奈良市選挙管理委員会

委員長 植 田 茂

1 被登録資格の決定の基準となる日 令和 7 年 7 月 12 日

ただし、年齢については、令和 7 年 7 月 20 日

2 登録を行う日 令和 7 年 7 月 12 日

(令和 7 年 5 月 8 日揭示済)

農 業 委 員 会

奈良市農業委員会告示第 5 号

奈良市農業委員会令和 7 年 5 月農業委員会総会の会議を次のとおり招集しますので、奈良市農業委員会総会会議規則（昭和 32 年奈良市農業委員会告示第 3 号）第 2 条第 1 項の規定により告示します。

令和 7 年 5 月 8 日

奈良市農業委員長 巽 一 孝

1 日時

令和 7 年 5 月 15 日（木） 午後 1 時 30 分

2 場所

奈良市二条大路南一丁目 1 番 1 号 奈良市役所 中央棟地下 1 階 B1 会議室

3 審議案件

・法令等に基づく事務関係

(1) 農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 3 条、第 4 条及び第 5 条に関する許可申請及び届出について

(2) 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）に基づく農用地利用集積等促進計画について

(3) 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の受理について

(4) 農地法第 6 条の 2 第 1 項の規定による農地所有適格法人以外の者の要件確認について

(5) 水田利用転換届出について

(6) 許可・受理の取消しについて

(7) 生産緑地法（昭和 49 年法律第 68 号）第 13 条の規定による生産緑地の取得のあつせんについて

(8) 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律（平成元年法律第 58 号）の規定による特定農地貸付の変更の承認について

(9) 知事許可について

(令和7年5月8日揭示済)